

お客さま各位

横浜信用金庫

両替機専用カード取扱規定の改正について

両替機専用カードの解約事由を変更するので両替機専用カード取扱規定を改正いたします。

記

1. 改正日 令和 8 年 10 月 1 日（木）

2. 主な改正内容

改正後	改正前
8. 反社会的勢力との取引拒絶 専用カードは、第 9 条第 <u>3</u> 項第 <u>1</u> 号 A から F および第 <u>2</u> 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 9 条第 <u>3</u> 項第 <u>1</u> 号 A から F または第 <u>2</u> 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫は専用カードの使用をお断りするものとします。 9. 解約等 (1)本契約は、契約者の都合によりいつでも、解約することができます。解約する場合は、「両替機専用カード解約届」を提出のうえ、専用カードを返却してください。なお、専用カードを喪失した場合の解約は、このほか第 6 条に準じて取扱います。 <u>(2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きを取ってください。</u> <u>① 契約者が使用料を支払わなかったとき</u> <u>② 契約者について相続の開始があったとき</u> <u>③ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき</u> <u>④ 契約者がこの規定に違反したとき</u> <u>⑤ カードの改ざん、不正利用など当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき</u> <u>⑥ 契約者名義人が存在しないことが明らかになったときまたは契約者名義人の意志によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u> <u>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの専用カードの利用を停止し、または契約者に通知することにより、この取引を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしてください。</u> ① 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他本号 A から E に準ずる者	8. 反社会的勢力との取引拒絶 専用カードは、第 9 条第 <u>2</u> 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 <u>3</u> 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 9 条第 <u>2</u> 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 <u>3</u> 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫は専用カードの使用をお断りするものとします。 9. 解約等 (1)本契約は、契約者の都合によりいつでも、解約することができます。解約する場合は、「両替機専用カード解約届」を提出のうえ、専用カードを返却してください。なお、専用カードを喪失した場合の解約は、このほか第 6 条に準じて取扱います。 新設 <u>(2)次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの専用カードの利用を停止し、または契約者に通知することにより、この取引を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。</u> ① <u>契約者が専用カード使用料の未納、専用カードの不正利用、改ざん等当金庫が専用カードの使用が不相当と認めた場合。</u> ② 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業

② 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他本号 A から D に準じる行為	E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他本号 A から E に準ずる者 ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他本号 A から D に準じる行為
---	--

改正後の規定につきましては、令和 8 年 10 月 1 日に当金庫ホームページへ掲載いたします。

以上

このまちの未来をともにつくる

